

北海道虻田郡喜茂別町議会

2 住民に開かれた議会

喜茂別町議会は、全国に先駆け議員提案により議会情報公開条例を制定し、住民に開かれた議会づくりに取り組むとともにその流れに沿って住民に一層役立つ議会となるためにどのような活動をしたら良いかを検討する必要性を感じ、これまで議会運営員会を中心とした抽象的な議会改革論ではなく具体的に実効性のある議会活動とするため、その議論する場として、新たに「議会改革特別委員会」を設置しました。

この委員会の活動として「住民に開かれた議会」を1つの項目として、議論を進めてきたところです。

まず、着目したのは議会の広報紙を編集する中で、本会議での議論のやり取りが住民にとって、分かりづらいとの意見が多いことから、会議規則による3回以内の質疑回数制限を撤廃、一問一答方式を採用するとともに、時間制限については、議長の裁量に委ねることとし試行することとしました。

さらに、定例会・臨時会は、IP告知端末を活用して事前に開催日時や議案内容等を周知するとともに、議決結果も同様に周知し、議会に関心をもってもらうよう実施しております。

議会結果については、定例会ごと議会広報紙を発行し、周知しておりますが、紙面の編集は広報委員会を設置して、委員が自ら編集作業に携わるとともに、掲載写真は、住民から提供してもらうなど住民参加も含め住民目線で分かりやすい紙面となるよう努めております。

現状、傍聴者が少ないことから、現実に傍聴できない住民のためにIP告知端末を活用し、定例会ごと本会議を録画の上、議会中継を放送しています。

この議会中継は、各家庭にある端末に保存されることから、いつでも閲覧できるため、議場に足を運ばなくても議会の臨場感を得ることができます。

なるべく長時間にならないよう編集を工夫しながら議会をより身近な存在となるよう進めています。

こうした活動を進めていく中で、一定期間内に事業活動の評価を行い、今後の方向性を探るとともに、これと並行して、住民との対話集会や議会報告会の開催について先進地の視察や勉強会なども開催するなど検討することとし、議論の末は、議会基本条例を制定したいと考えております。